

参 自 発 0401 第 1 号
社 援 地 発 0401 第 15 号
令 和 7 年 4 月 1 日

自殺対策主管部（局）長
各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
生活福祉資金貸付制度主管部（局）長

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携について」（平成 28 年 7 月 14 日付け参自発 0714 第 1 号、社援地発 0714 第 3 号。厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため、改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

参考（改正後全文）

参 自 発 0714 第 1 号
社 援 地 発 0714 第 3 号
平 成 28 年 7 月 14 日
第 1 次 改 正
参 自 発 1001 第 1 号
社 援 地 発 1001 第 4 号
平 成 30 年 10 月 1 日
第 2 次 改 正
参 自 発 0320 第 1 号
社 援 地 発 0320 第 1 号
令 和 5 年 3 月 20 日
第 3 次 改 正
参 自 発 0401 第 1 号
社 援 地 発 0401 第 15 号
令 和 7 年 4 月 1 日

自殺対策主管部（局）長
各都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
生活福祉資金貸付制度主管部（局）長

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである（別添1参照）。そ

して生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

一方、自殺対策については、「自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 28 年 3 月 31 日付け府政共生第 438 号）により各都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知したとおり、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が改正され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない旨が基本理念として明示されたほか、都道府県及び市町村に対し、自殺対策についての計画を策定することが義務づけられた（別添 2 参照）。

また、自殺対策基本法に基づき令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、「自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である」とされている。

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要である。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある。

令和 6 年の自殺者 20,320 人のうち、自殺の原因・動機が「経済・生活問題」であった件数は 5,092 件に及ぶ。自殺の危険性が高い者は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある者もいると考えられる。逆に、生活困窮状態にある又は生活困窮に至る可能性のある者が、生活困窮状態を理由に、又は生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられる。

したがって、法に基づく支援と自殺対策が、対象者本人の状態や意向と各々の専門

性に応じて、しっかりと連携することが重要である。加えて、令和4年10月に閣議決定された先述の「自殺総合対策大綱」において、「「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。」とされており、そのセーフティネット貸付の一つとして、生活困窮者に対して資金の貸付と必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度（別添3参照）が位置づけられている。そのため、生活福祉資金貸付制度についても、法に基づく支援と同様に自殺対策としっかりと連携することが重要である。

今般、各施策間の連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、その趣旨や内容を御理解いただき、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては都道府県社会福祉協議会及び関係機関等に、各市区町村におかれては市区町村社会福祉協議会及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくをお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局及び自立相談支援機関並びに生活福祉資金貸付制度主管部局及び社会福祉協議会における基本認識

（1）自殺の危険性が高い者に対する支援についての基本的な考え方

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

このような追い込まれた状態にあり自殺の危険性が高いと考えられる者が、自立

相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度主管部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。なお、自立相談支援事業は、全ての福祉事務所設置自治体の実施主体となり実施されている。（福祉事務所を設置していない町村に関しては都道府県が実施主体となる。））又は社会福祉協議会等（生活福祉資金の貸付に係る業務を実施する都道府県社会福祉協議会及び貸付業務の一部の委託を受けた市区町村社会福祉協議会をいう。）（以下「自立相談支援機関等」という。）に相談した場合、自立相談支援機関等は、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等が運営するところの健康相談窓口や、必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要がある。このため、自立相談支援機関等は、悩んでいる人の自殺の危険性を示すサインに気づき、話を聞き、必要な支援につなげていくゲートキーパーの役割が期待されていることから、下記の関係資料を活用し、自殺の危険性を示すサインやその対応方法等の基礎知識を習得しておくことが重要である。

○厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」

※ゲートキーパー手帳、研修テキスト、動画等を紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho-go/gatekeeper.html

（「ゲートキーパー養成研修用動画」URL(YouTube)）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjI0JFBle6i4eyYatP33rq0>

（２）自殺の危険性の高い者への具体的な対応方法

うつ病を診断する目安としては、「眠れない」、「食欲がない」、「一日中気分が落ち込んでいる」、「何をしても楽しくない」といったことが２週間以上ずっと続く、というものがある。一つ一つの症状は誰もが感じるような気分であるが、一日中ほぼ絶え間なく感じられ、長期間続くようであれば、うつ病のサインである可能性があるため、相談等を通じてこれらのサインに気付いた際は、精神科医療機関等への受診を促す等して、専門医の相談につなげていくことが大切である。本人を精神科医療機関につなぐ際に、本人がその必要性を理解しないために受診拒否をする場合がある。このような場合、「病気かもしれないから」と受診を勧めても本人には必要性は分からないが、「心の問題が体に関係することもあるので、専門家の診察を受けてみましょう」と本人が苦しんでいることに焦点をあてて受診を促すこ

とで、受診への抵抗感を減じさせる可能性もある。

精神科医療機関を含め、他の相談機関等を紹介する場合には、当該機関に確実につながることができるように、相談者の同意を得た上で可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に設定して相談者に伝えることが望ましい。また、連携先への地図やパンフレットを渡したり、アクセス（交通手段、経費等）等の情報を提供するなどの支援を行うことも効果的と考えられる。

2 生活困窮者自立支援制度主管部局及び自立相談支援機関等と自殺対策主管部局等との連携

（1）連携に当たっての基本的考え方

現在、各地方公共団体の自殺対策主管部局、保健所及び精神保健福祉センター等（以下「自殺対策主管部局等」という。）を中心として、電話相談、来所相談、心の健康等の健康要因と生活面の相談を併せて行う総合支援相談会の実施、相談員等自殺対策に係る人材の養成、普及啓発等の自殺対策事業が展開されている。

生活困窮者や自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげるに当たっては、生活困窮者自立支援制度主管部局及び自殺対策主管部局がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的である。このため、両機関が日頃から関係を持ち、それぞれのネットワークに相互に参画することなどに努めるようをお願いしたい。

なお、生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関と関係機関との連携体制を構築する取組として、関係機関により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされている。これは、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行い、支援につながっていない生活困窮者の早期発見や迅速な支援の開始等につなげることが期待されているものである。また、自殺対策に関しては、地方公共団体ごとに実施体制は様々であるが、多くの都道府県・政令指定都市において庁内連絡会議等の庁内横断的な推進体制や庁外の関係者との連携を図るための連絡協議会が設置されていることから、連携に当たってはこのような既存の会議体を活用することが考えられる。このとき、福祉事務所設置自治体ごとに設置されている生活困窮者自立支援制度主管部局や自立相談支援機関が、都道府県の自殺対策主管部局や都道府県の設置する自殺予防に関する相談窓口との連携体制を構築する場合は、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局が適宜間に入って調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

（２）具体的な連携のあり方

（１）のとおり、様々な自殺対策事業が展開されている中、生活困窮者自立支援制度等との連携に当たっては以下の機関間における連携が考えられる。

- ① 自立相談支援機関等と、自殺予防に関する相談窓口との連携（自殺予防に関する相談窓口が持つ専門的なノウハウを生かした、一人ひとりの相談者、支援ケースレベルでの連携）
- ② 生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関等と地域自殺対策推進センターとの連携（当該センターが専門的な知見を持つ広域の機関であることを生かした、関係機関ネットワークづくりや技術的助言・研修の実施等）
- ③ 地域自殺対策推進センターが設置されていない自治体においては、生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関等と自殺対策主管部局との連携（関係機関ネットワークづくりや研修の実施等）

①から③までの機関間における具体的な連携のあり方については、以下のとおりである。

① 自立相談支援機関等と自殺予防に関する相談窓口との連携

自殺予防に関する相談窓口は、各地方公共団体の実情に応じ、例えば、「こころの健康相談窓口」といった名称で、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等において設置・運営されている。自殺予防に関する相談窓口及び自立相談支援機関等が把握した生活困窮者・自殺の危険性の高い者を適切に両者の支援につないでいくことが重要であることから、具体的には以下の取組により連携を図るようお願いしたい。なお、以下の取組に当たっては、小規模な地方公共団体では自殺予防に関する相談窓口が設置されていない場合は、当該自治体の自立相談支援機関等と当該地方公共団体が属する都道府県の設置する窓口とが連携を図るようお願いしたい。特に、精神状態に関する問題から自殺の危険性が高いと考えられる場合には、当該地方公共団体の精神保健担当部局又は精神保健を担当する保健師と連携を図るようお願いしたい。

- ・ 自殺予防に関する相談窓口への相談者のうち、複合的な課題を抱えた生活困窮者（世帯全体でみてそのような状況にある事案を含む）について、本人の意向を踏まえつつ、当該窓口から自立相談支援機関につなぐこと（自立相談支援機関につないだ後の対応については以下の（ウ）を参照）。生活困窮者を把握したときは、３で後述する内容を参照の上、法第８条第２項の規定に基づき、自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう留意すること。

- ・ 自立相談支援機関で把握した生活困窮者のうち自殺の危険性の高い者については、自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行うこと。（例えば、うつ病等の精神疾患を抱えている可能性がある場合には、迅速に精神科医療機関にかかるように支援を行う等。）また、その際、以下の（ア）から（ウ）までの取組を行われない。

（ア）早期の段階から自殺予防に関する相談窓口と連携し、アセスメントを共に実施することで、スクリーニングの判断を適切に行うこと。

（イ）スクリーニングにおいてプラン作成による継続的支援をしないと判断する場合は、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援機関から自殺予防に関する相談窓口につなぐこと。

（ウ）スクリーニングにおいてプラン作成により継続的に支援していくと判断する場合は、必要に応じて自殺予防に関する相談窓口と連携して支援していくことをプラン内容に盛り込み、支援調整会議に自殺予防に関する相談窓口の担当者が参加する等、必要な連携を図ること。

- ・ 社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付業務のなかで自殺の危険性の高い者を把握した場合には、自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行うこと。（例えば、うつ病等の精神疾患を抱えている可能性がある場合には、迅速に精神科医療機関にかかるように支援を行う等。）

なお、自立相談支援機関等及び自殺予防に関する相談窓口の両者がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両者において支援方針のすり合わせを十分に行った上で、例えば、経済的困窮に対応するための支援は自立相談支援機関等が担い、日常における見守りや傾聴等の支援は自殺予防に関する相談窓口が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと、また、自立相談支援機関においてプランの評価を行う際には自殺予防に関する相談窓口の相談員も出席し、適切に終結・再プラン・中断の判断を行うことをお願いしたい。

② 生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関等と地域自殺対策推進センターとの連携

地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）は、都道府県及び政令指定都市において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことを目的に設置されるものであり、

現在、47 都道府県及び 20 政令指定都市において運営されている。

センターにおいては、

- ・ 管内の関係機関（自殺対策主管部局等のほか、自殺対策を行う民間事業者や警察、消防等も含む）の連絡調整、ネットワークの強化
- ・ 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対する相談支援、技術的助言・関係機関において、自殺を考えている者の支援に携わる者等に対する適切な支援方法等に関する研修
- ・ 地域における自殺の実態把握（原因・動機別内訳の傾向分析を含む）

等を行うこととしている。

こうしたセンターの機能を踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局・センターの間では、両者が持つ関係機関ネットワークへの相互の参画や、両者が実施する研修を相互に参加・活用する等により、お互いの支援内容について理解を深め、①の連携の基盤づくりを行うようお願いしたい。

また、自立相談支援機関等においては、自殺の危険性の高い者からの相談事例のうち、自立相談支援機関等のみでの対応が困難なものについての支援方法等について、技術的助言を求めることが考えられる。

③ 生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関等と自殺対策主管部局との連携

地方公共団体の自殺対策主管部局においては、②のセンターは設置していない場合であっても、研修等の人材養成や自殺予防のための連携体制構築などを行う自殺対策事業を、当該地方公共団体の実情に応じて実施している場合がある。

このような場合、当該地方公共団体においては、②において生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関等とセンターとの間で想定する連携について、当該地方公共団体の自殺対策主管部局との間で連携を図ること。なお、管轄するセンターがない地方公共団体のうち、小規模な地方公共団体では自殺対策事業を実施していないこともあるが、この場合は当該自治体の自立相談支援機関等と当該自治体が属する都道府県の自殺対策主管部局とが連携を図るようお願いしたい。

（３）留意事項

（２）に掲げたとおり相談者をつなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。いずれにしても、個人

情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、自殺対策主管部局も福祉関係部局に該当するものとして想定している。

自殺対策主管部局におかれては、この努力義務の規定を踏まえ、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

（別添 1）生活困窮者自立支援制度の概要

（別添 2）自殺総合対策の概要

（別添 3）生活福祉資金貸付制度の概要

（別添 4）生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携のイメージ

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関
(令和6年4月1日時点))

国費 3 / 4

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、支援の総合調整を担当

・一般就労に向けた支援や職業紹介や求人開拓等、自立相談支援員による就労支援の実施

・住まいに関する支援員も適宜配置

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

国費 3 / 4

・希望する町村において、一次的な相談等を実施

◆都道府県による市町村支援事業

国費 1 / 2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

住まいの確保が必要な者

・緊急に衣食住の確保が必要な者
・居住に困難を抱え地域社会から孤立した者

◆住居確保給付金の支給

国費 3 / 4

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付
・家計改善のための転居費用を給付

◆居住支援事業

国費 2 / 3

・住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆就労準備支援事業

国費 2 / 3

・一定期間、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練、居場所づくりなど幅広い社会参加のための支援

なお一般就労が困難な者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

国費 2 / 3

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

国費 1 / 2

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援 等

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。同法に基づく政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が一丸となって総合的な自殺対策を推進。
- 大綱、地域の実情等を勘案し、都道府県及び市区町村において「地域自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進。

- ▶ 自殺総合対策大綱では、自殺は経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、学校問題など多様かつ複合的な要因・背景を有し、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」であることから、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺の要因に対処する幅広い関連施策が連携して総合的な取組を行うこととしている。

自殺総合対策大綱における当面の重点施策

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する | 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる |
| 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す | 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ |
| 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する | 9. 遺された人への支援を充実する |
| 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る | 10. 民間団体との連携を強化する |
| 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進 | 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する |
| 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする | 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| | 13. 女性の自殺対策を更に推進する |

<具体的な取組>

- | | |
|------------------|-----------------|
| ■ 孤独・孤立対策等との連携 | ■ 多重債務者への相談の充実等 |
| ■ 生活困窮者対策等との連携 | ■ 自殺未遂者支援 |
| ■ 地域自殺対策の推進 | ■ 過労死防止等 |
| ■ 子ども・若者の自殺対策の強化 | ■ 遺族支援 |
| ■ 中高年男性、女性への支援 | ■ 性的マイノリティ支援 |
| ■ 自殺者や親族等の名誉等 | ■ 誹謗中傷対策 |
| ■ ゲートキーパー普及 | ■ 自殺報道対策 |
| ■ SNS相談体制等充実 | ■ 調査研究 |
| ■ 精神科医療との連携 | ■ 国際的情報発信 |
| | など |

自殺総合対策の推進体制

①国(関係省庁連携)、指定調査研究等法人

支援

②都道府県・指定都市
※地域自殺対策推進センター等

支援

支援

③市区町村

支援

連携・支援

関係機関、民間団体

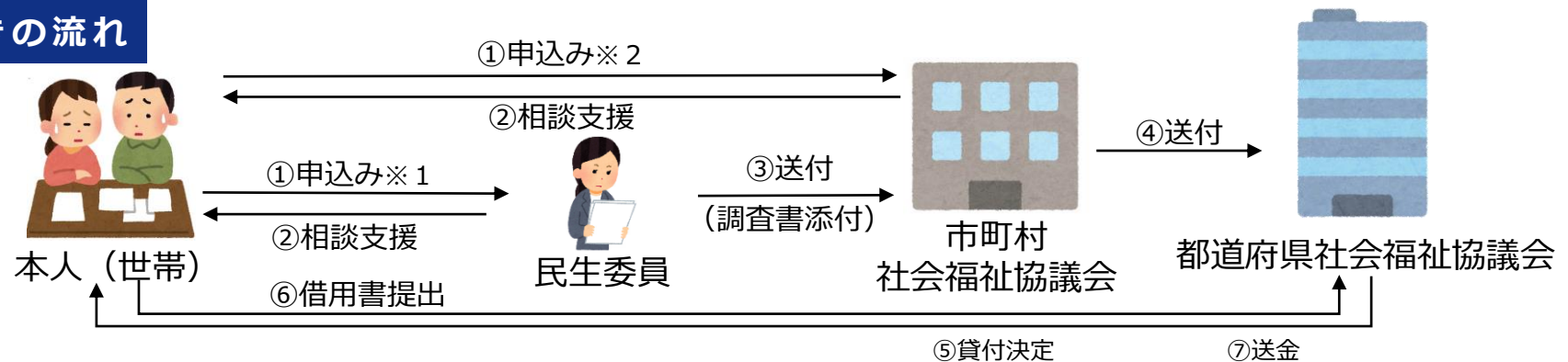
全国規模の取組を実施する民間団体

- ① 地方公共団体に対する地域自殺実態プロファイルの提供、職員研修、都道府県、市区町村への財政的支援等を実施。また、全国規模の民間の電話相談やSNS相談に対し、財政的支援。
- ② 管内の市区町村のエリアマネージャーとして、自殺対策計画の策定支援等、必要な助言や情報提供等を実施。
- ③ 保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺念慮者、自死遺族等への具体的な支援を行う等、地域の実情に応じた自殺対策を実施

生活福祉資金貸付制度

実施主体	都道府県社会福祉協議会
目的	資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立・社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるようにする。
貸付対象	・低所得世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税相当） ・障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等のいる世帯 ・高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者のいる世帯
資金の種類	・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費） ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金） ・教育支援資金（教育支援費、就学支度費） ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）
貸付金利子	・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5% 注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート（R6.4.1時点年1.60%）のいずれか低い利率

貸付手続きの流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

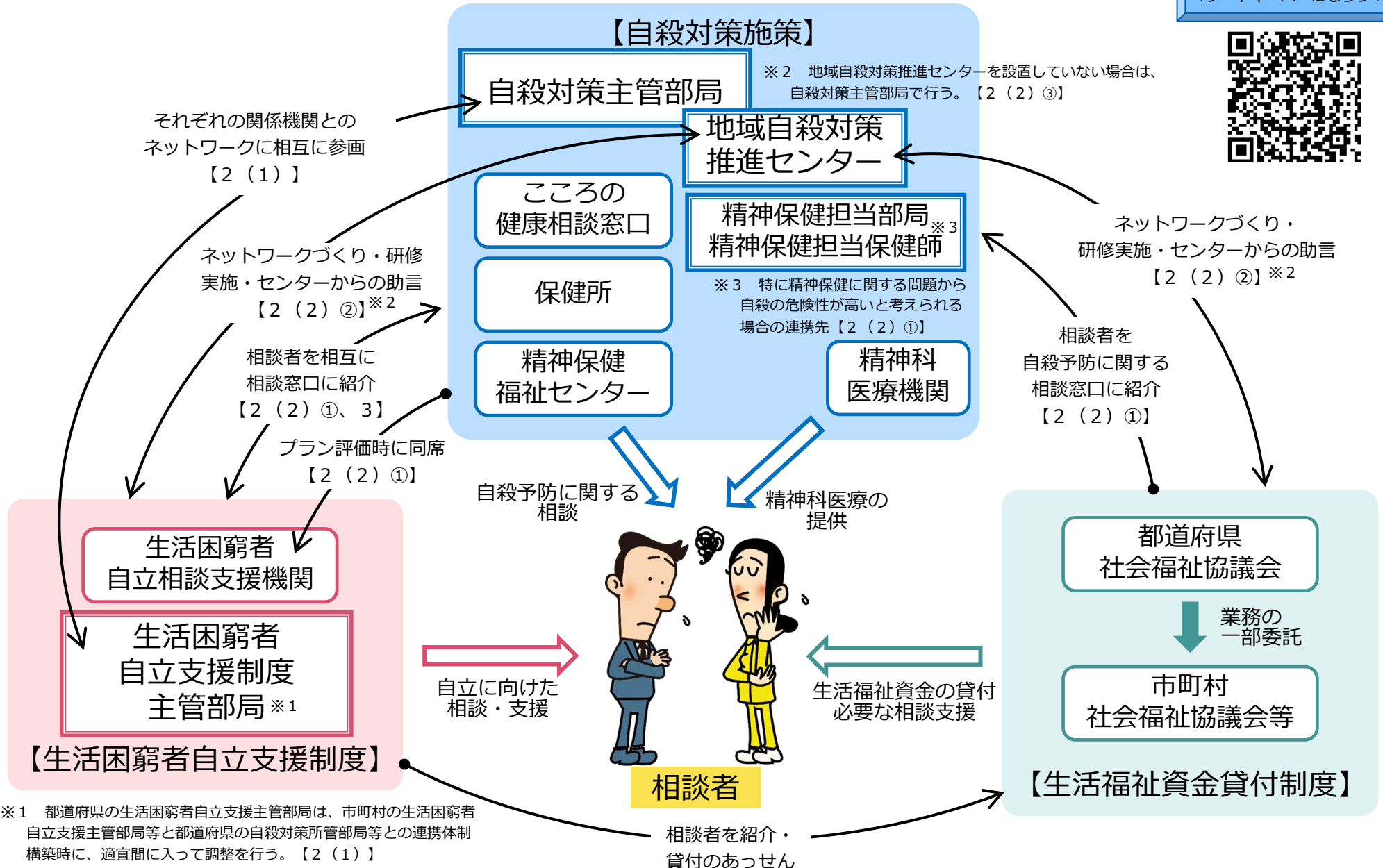
注 他の支援機関からの支援を受けている場合や、民生委員を経由して申し込むことに困難な事情がある場合を除く

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

※3 総合支援資金及び緊急小口資金は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体や関係機関から貸付後の継続的な支援をうけることに同意することが条件。

生活困窮者自立支援制度等と自殺対策施策との連携のイメージ

厚生労働省HP
「ゲートキーパーになろう！」



※1 都道府県の生活困窮者自立支援主管部局は、市町村の生活困窮者自立支援主管部局等と都道府県の自殺対策所管部局等との連携体制構築時に、適宜間に入って調整を行う。【2(1)】